

事務連絡  
令和元年9月6日

公益財団法人児童育成協会 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）

増加定員施設等に対する施設利用給付費の助成について（通知）

子ども・子育て支援施策の推進につきましては、平素からご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

本年10月からの幼児教育・保育の無償化（以下「無償化」という。）に伴う企業主導型保育事業における対応については、8月19日付事務連絡「幼児教育・保育の無償化に伴う企業主導型保育事業における対応について（通知）」（以下「8月19日付事務連絡」という。）によりお示したところ です。

8月19日付事務連絡の「(3) 新たな助成の創設について（施設利用給付費）」においてお示したとおり、本年10月以降、新たな助成として「施設利用給付費」を創設し、企業主導型保育事業を実施する施設（以下「企業主導型保育施設」という。）の利用児童のうち、無償化の対象となる児童分について、「利用者負担相当額」を助成することとしたところですが、「施設利用給付費」の助成についての補足を下記のとおりいたしますので、助成決定施設等へ周知をお願いいたします。

#### 記

企業主導型保育施設に対する「運営費」については、「企業主導型保育事業助成要領」の1（2）に該当する施設（以下「増加定員施設」という。）に対しては「増加した定員部分」の利用児童分について、1（3）に該当する施設（以下「空き定員活用施設」という。）に対しては「空き定員を活用した定員部分」の利用児童分について、助成を行っているところである。

一方、新たに創設する「施設利用給付費」については、無償化に伴い、企業主導型保育施設の利用児童の保護者に対する経済的負担の軽減を目的として助成するものであることから、「増加した定員部分」又は「空き定員を活用した定員部分」の利用児童分に限ることなく、増加定員施設又は空き定員活用施設の全ての利用児童のうち、無償化の対象となる児童分について、助成を行うこととしているため、助成の申請を行う際に留意されたい。

なお、8月19日付事務連絡の「(7) 企業主導型保育施設の利用状況の報告について」の④留意点のウでお示ししたとおり、市町村への「利用報告書」等の提出は、「増加した定員部分」又は「空き定員を活用した定員部分」の利用児童に限ることなく、企業主導型保育施設の全ての利用児童について行うこととなっているため、留意されたい。